

ICD-11 和訳の取り扱いについて（案）

1. 和訳に当たっての基本方針

- ① ICD-11 の分類全体に共通する定型的な用語は、一貫性のある和訳とする。
- ② 直訳がふさわしくない又は一般的ではない場合は、意訳を検討する。
※MMS の分類名に意訳を充てる場合は、特に①に配慮する。
※意訳に際しては、社会的な影響も考慮する一方で、用語の概念・範囲が変わることが無いように十分配慮する。
- ③ 訳語が複数ある場合は、同義語として追加することを検討する。
- ④ 直訳が、日本の臨床現場等で使用されておらず、翻訳することが却って混乱を招く可能性がある場合は、英語のまま残すことを検討する。

（参考）

- ①の例：{Certain, other specified, unspecified}, {disease, disorder, condition}, {and, or}、解剖学的部位等
- ②の例：Ductal carcinoma in situ of breast は、直訳では、乳房の上皮内導管癌と訳すことができるが、一般的には、非浸潤性乳管癌が使用される。英語には、直接、非浸潤性にあたる用語（noninvasive, noninfiltrating）がないが、意訳を検討することも可能。
- ③の例：②の例で、直訳を残したまま、意訳を同義語として（又はその逆）追加することも可能である。
- ④の例：地方性非性病性梅毒（Endemic non-venereal syphilis ）の同義語に、njovera、Skerljevo 等があるが、一般的に使用されていない場合は、無理にカタカナ語等にせず、英語のまま残すことも検討する。

2. 既存の訳語との調整について

- ① ICD-10 の既存訳、表記法（山括弧を利用した代替用語の表記の仕方等）も含めて見直しを行う。
- ② 日本医学会医学用語辞典等との学術的な整合性に配慮し、仮訳作成の際の参考とする。
- ③ ICD10 対応標準病名マスター／傷病名マスターにおける用語の使い方も参考とする。

（第7回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会（平成30年8月8日）資料）

1. 代表語、同義語について

- 1つの用語（英語）に対し、1つの訳語（日本語）を【代表語】として定める。
- 1つの用語（英語）に対し、【代表語】以外の訳語（日本語）を用いることが適当な場合、【同義語】として用いる。【同義語】は複数の追加を可とする。
 - ※同義語は、使用頻度が高く、分類内の索引用語として表示すべきもの（将来の用語管理のためできるだけ限定的に）。
 - ※漢字・ひらがな・カタカナの別についても、双方の表示が適当であれば同義語として追加する。同義語として登録するほどではないが、電子的ツールによる検索に有用な場合は、別途、コーディングツールの整備において活用を検討する。
 - ※ICD-10における山括弧を利用した代替用語の表記は用いない（従来の表記は、電子的ツールによる検索等に不向きであったため）。
- 複数の用語（英語）に対し、1つの訳語（日本語）を用いることが適当な場合、区別のため当該訳語の後ろに元の用語（英語）を表記する。

(例)・急性灰白髄炎<ポリオ> → 【代表語】急性灰白髄炎、【同義語】ポリオ
・のう<嚢>胞線維症 → 嚢胞線維症
・子宮頸部/子宮頸部 → 一方を代表語とし、他方を同義語とするか、コーディングツールでの対応とするかの判断が必要
・Liver cirrhosis → 肝硬変 (Liver cirrhosis)
Hepatic cirrhosis → 肝硬変 (Hepatic cirrhosis)

2. 訳語の統一について

- 分類全体に共通する定型的な訳語は、一貫性のある和訳とする（次頁の参考表に主な例）。
- 複数の訳語がある場合、章、ブロック、分類項目名については、原則として直訳を優先して代表語とする。
- 但し、定型的な訳語や直訳がふさわしくない又は一般的ではない場合で、定型的な訳語や直訳以外を用いることが適当な場合は、以下を踏まえ、個別に検討する。
 - ※分類の概念・範囲が変わることが無いように十分配慮する。
 - ※章や共通する分野では一定程度統一した考え方を踏まえて定める。
- 直訳が、日本の臨床現場等で使用されておらず、翻訳することが却って混乱を招く可能性がある場合は、英語のまま残すことを検討する。

3. 表記方法について

- 用語（英語）で用いられている略や括弧等の表記方法は、訳語（日本語）においても同様に表記する。
- 訳語に用いる日本語表記は、日本医学会医学用語辞典における取扱を基本とする。
(<http://jams.med.or.jp/dic/mdic.html>)

(例) ・ Ischaemic heart disease (chronic) NOS → 虚血性心疾患（慢性）NOS
 ・ Bacterial infection of joint, elbow joint → 関節の細菌感染症、肘関節
 ・ T1DM - [Type 1 diabetes mellitus] → T1DM [1 型糖尿病]
 ・ uterine sarcoma → 子宮肉腫
 Sarcoma, NOS of uterus → 子宮の肉腫、NOS

※ご提案いただいた代表語、同義語は、分類全体を通じた訳語の統一性や使用頻度等を考慮して、後日調整させていただく場合があります。

（参考）事務局案を作成する際に用いた定型訳の例

英語	日本語	代替案
XX - [XXX]	XX [XXX]	
数字	原則半角を使用。ローマ数字は、全角	
カンマ	、（全角読点）	
unspecified XX	詳細不明の	
, unspecified	、詳細不明	
certain	特定の	
certain specified	特定の明示された	
other specified	その他の明示された	（その）他（の）特定の その他の具体的な
XX, not elsewhere classified	XX、他に分類されないもの	
XX NOS	XXNOS	
, not otherwise specified	、他に記載のないもの	
XX not otherwise specified	他に記載のない XX	
miscellaneous	種々の	（ICD-O 関係では、）その他の
specified type(s)	型が明示されたもの	（型／タイプの記載あり）

without mention of	の記載のない	が明示されない（もの）
site not mentioned	部位の記載なし	
and	及び	
or	又は	
XX, YY and/or ZZ	XX、YY 及び／又は ZZ	
other	その他の	
due to	による	
by	〈訳さない〉	による
in	における	
with XX	XX を伴う	
associated with XX	XX に伴う	XX を伴う
or related XX	又は関連 XX	
XX involvement	XX（の）合併症	併発
resulting from XX	XX の結果生じる	XX に起因する
related	関連	関連する
concerning	に関する	
except	を除く	以外の
secondary	二次性	続発性
XX secondary to YY	YY に続発する XX	
late effect	後遺症	
sequelae	続発症	
metastasis in/to XX	XX への転移	
predominantly	主に	主として
primarily	主として	主に
infant/infancy	乳児（期）	（病態により乳幼児を含む場合）乳幼児
neonate/neonatal/newborn	新生児（期）	
child(hood)/paediatric	小児（期）	
adult	成人	
disease, disorder, condition	疾患、障害、病態	
科、属、種（病原体名）の区別	エクステンションコードの構造を参考に、その他の XX など複数の菌を包括して使用されている場合は、科又は属とした。	

和訳作業の進め方

- 別紙の様式（イメージ）にて、ICD-11 の用語（分類項目名、索引用語）に対する和訳について、基本方針、和訳の取扱に則り、学術的な観点も踏まえながら確認、入力。
2019 年 2 月末までに厚生労働省国際分類情報管理室へ提出する。
- 各章を主に担当する学会等は以下の案とするが、割り当てられていない章について確認し、意見提出することも可能。
- 本作業については、別途、日本医学会、日本歯科医学会等を通じて学会・団体にも意見照会を行う。
- 複数の学会等から意見をいただいた場合は、事務局において関係団体と適宜協議するなどして調整。

	章	主な担当（案）
01	Certain infectious or parasitic diseases	日本感染症学会、関係学会
02	Neoplasms	日本癌治療学会、関係学会
03	Diseases of the blood or blood-forming organs	日本血液学会
04	Diseases of the immune system	日本血液学会 日本リウマチ学会 日本アレルギー学会 日本小児科学会
05	Endocrine, nutritional or metabolic diseases	日本内分泌学会
06	Mental, behavioural or neurodevelopmental disorders	日本精神神経学会 日本小児科学会
07	Sleep-wake disorders	日本睡眠学会
08	Diseases of the nervous system	日本神経学会
09	Diseases of the visual system	日本眼科学会
10	Diseases of the ear or mastoid process	日本耳鼻咽喉科学会
11	Diseases of the circulatory system	日本循環器学会
12	Diseases of the respiratory system	日本呼吸器学会
13	Diseases of the digestive system	日本消化器病学会 日本歯科医学会 日本口腔科学会
14	Diseases of the skin	日本皮膚科学会
15	Diseases of the musculoskeletal system or connective tissue	日本整形外科学会

16	Diseases of the genitourinary system	日本腎臓学会 日本泌尿器科学会 日本産科婦人科学会
17	Conditions related to sexual health	日本精神神経学会
18	Pregnancy, childbirth or the puerperium	日本産科婦人科学会
19	Certain conditions originating in the perinatal period	日本周産期・新生児学会
20	Developmental anomalies	日本先天異常学会
21	Symptoms, signs or clinical findings, not elsewhere classified	(事務局にて調整)
22	Injury, poisoning or certain other consequences of external causes	日本整形外科学会 日本救急医学会 日本法医学会
23	External causes of morbidity or mortality	日本法医学会
24	Factors influencing health status or contact with health services	(事務局にて調整)
25	Codes for special purposes	(事務局にて調整)
26	Traditional Medicine conditions - Module I	日本東洋医学会
V	Supplementary section for functioning assessment	(生活機能分類専門委員会)
X	Extension Codes	関係学会 (薬物関係) 日本薬理学会 (病理関係) 日本病理学会 (外因関係) 日本法医学会 等